



第2660地区



WEEKLY REPORT

大阪船場ロータリークラブ

OSAKA SEMBA ROTARY CLUB JAPAN

創立 昭和63年(1988)5月23日

事務所 大阪市中央区西心斎橋1-7-3(〒542-0086) 北炭屋町ビル

Tel. (06)6244-1008 Fax. (06)6244-1010

<http://www4.ocn.ne.jp/~semba-rc/> E-mail: semba@cocoa.ocn.ne.jp

例会 毎週月曜日・12時30分

ホテル日航大阪 Tel. (06)6244-1111

会長: 清水清一 幹事: 塩尻明夫 会報広報委員長: 松永 修

四つのテスト/言行はこれに照してから

I. 真実かどうか . みんなに公平か

. 好意と友情を深めるか . みんなの為になるかどうか

第1151回 例会 2014年(平成26年)4月7日

(ロータリー雑誌月間)

本日のプログラム

(本日のプログレス 俣野 富美雄 副SAA)

- ロ - タリ - ソング 「君が代」 「船場ソング」
- 会長の時間 幹事報告 委員会報告 ニコニコ箱報告 出席報告
- 4月お誕生月会員お祝い
- 卓 話 「郵便事業の現況について」 日本郵便株式会社 近畿支社 副支社長 城下 博行様
- 理事会 4階「藤の間」 13:40 ~ 14:40

前回(3月24日)例会記録

プログレス 平山 明彦 SAA

1. 来客紹介 堀 浩司 親睦委員

ゲスト: 0名 地区外: 0名 地区内: 3名 合計: 3名

・ 花の街

・ 春へのあこがれ

・ さくら

2. 会長の時間 清水 清一 会長



まず初めに皆様大変いいお知らせをしたいと思います。

当クラブが2月に行ったロータリー財団の東日本震災復興基金補助金申請「東北自立支援プロジェクト」が復興基金日本委員会での承認を頂き、満額の補助金を認めて頂きました。詳しくは社会奉仕の松谷委員長より報告がございしますが、本当に良かったと思っています。又、IM7 組全体で共同事業についても先週の幹事会で活動内容等も含め具体案が満場一致の合意を頂きスタートする運びとなりました。この件も詳しくは塩尻幹事より報告がございします。会員の皆様にも是非共協力をよろしくお願い致します。

次に、船場げんきの会の主催する「船場減災展シンポジウム」に我々クラブも積極的に参加すべく会合を重ねています。このシンポジウムは関西での地震災害の発生時に大阪の中心でもある船場地区が早急に復旧の拠点になりえる為、日頃からの準備計画を議論し、訓練等を行うことを話し合い、又、活動を通じて船

場やその周辺の企業、そこに働く人、船場に住んでいる人々の交流を図り、減災に関わるコミュニティー活動を深めようというものであります。

日程は6月6日の午後6時より南御堂筋ホールで行う予定です。このシンポジウムを行う前にいろいろな事項を調査や準備をしなくてはなりませんので、会員各位にも協力をお願いすると思います。その時にはこぞって力を貸して頂きたいと思っています。

3. 幹事報告 塩尻 明夫 幹事

先週の3/18にIM第7組の幹事・次期幹事の総勢17名にお集まりいただき幹事会を開催いたしました。

杉浦ガバナー補佐の超強力な援護射撃をいただき、フィリピンの災害支援プロジェクトが満場一致で決議されました。

内容ですが総額百万円程度を想定しており、サイドバイク(人力タクシー、1台4万円程度)を可能な限り寄贈し、また現地でタクシー業務を行うことにより、現地における雇用創出を支援します。もう1つがチェーンソーの寄贈です。

現地においては、家屋の撤去と修復がまだまだ進んでおらず、また住宅地においては強風の影響で倒れたココヤシを含む木々の撤去に悩まされているそうです。「ココナツ」は被災地における主要農業のひとつ(油脂や繊維など、幅広い産業の原料となります)であり、ココナツ農家においては、強風や水害で倒れたこれらの木々を除去し、新たに植林を行うことが必要となっています。こうした倒木処理に必要なチェーンソーを数台寄贈する予定でございます。

また、ナッツ類を主要な原料として仕入れをされています心齋橋RC次期幹事の石原さんが個人的にもチェーンソーを寄贈したいとおっしゃってくれています。

募金として会員1人当り2千円、1クラブ最低5万円と一応線を引いますが、できれば1人5千円、クラブとしては百万円の半分は支援できたらと会長とお話をしています。ご紹介いただいた澤田さんにも感謝しております。何とか良い結果を出していきたいと思っておりますので皆様よろしく願いいたします。

4. 委員会報告

社会奉仕委員会 松谷 廣信 委員長

東日本震災復興支援を行っているNPO法人遠野山・里・暮らしネットワークに対する支援事業の一つとして本年2月、ロータリー東日本震災復興基金補助金申請を行ってありましたところ、東日本震災復興基金日本委員会では2014年3月10日(月)より審査委員会を開催し、2014年2月28日までに届いた79件の申請に対し厳正な審査の結果、申請受諾のお知らせがありました。授与額は日本通貨800,000円です。

皆様のご協力に感謝申し上げます。

親睦委員会 北野 克己 次年度委員長

本日皆様のメールボックスに夏の家族会員親睦会開催のご案内を配布しております。シルク・ドゥ・ソレイユ 夢のスーパーサーカス「オーヴォ」が中之島ビッグトップで今年も開催されますので34席を押さえました。チケット代は大人1人12500円、子供(3才から小6)1人8500円ですが、団体割引で15%程お安くなります。お食事の場所は子供さんの人数を見てから探したいと思っておりますので、4月中には参加人数のご連絡をお願いいたします。ご家族の皆様と奮ってご参加下さいますようお願い申し上げます。

5. 合同コンペのお知らせ 世話役 中村 一 会員

先日、心齋橋 RC さんとの合同情報集会の際に、合同でゴルフコンペをしようというお話があり、6月8日、14日、15日のいずれか参加者の多い日に開催するという事になりました。ご多忙とは存じますが是非たくさんのご参加をお待ちしておりますので、なるべく早くご都合の良い日を事務局までお知らせ下さいませようお願いいたします。

6. ニコニコ箱報告 中村 一 親睦委員

小山 会員 今日卓話です。よろしくお願いします。

小島 会員 本日職奉卓話です。よろしくお願いします。

杉浦 会員 東日本災害補助金の申請が OK になりおめでとうございます。清水会長、松谷委員長ご苦労様でした。

塩尻 会員 新入会員内定 岩崎さんをよろしくお願い致します。

澤田 会員 カントーレ様、先日は大変お世話になりました。ありがとうございました。感謝。

藤野、大磯、俣野、沖、岡本(茂)、北野、片岡、高階、宮原、松永、今泉、松谷、清水、渡辺、堀、井澤、大嶋、

カントーレ、武田、

各会員 鶴竜が初優勝、横綱昇進を確実に 日本人もガンバレ！

7. 出席報告 平山 明彦 S A A

会員総数 39名 出席率計算会員数 39名 出席員数 30名 出席率 77%

第1148回(3月3日) 修正出席率 97%

8. 職業奉仕卓話

「遠近両用レンズについて」 小島 常男 会員



遠近両用レンズという遠くも中間も近くもスッキリ見える万能レンズというイメージがありますが、実際には用途によって使い分けていただきたい性質のレンズです。

一般的に遠近両用レンズと呼ばれているのはメガネを掛けて外出できるタイプのもので、レンズの上方半分近くに遠方用の度数が入っていて、下のほうに向かって徐々に手元用の度数になっていき、レンズ下方に8mm円くらいの手元用度数が入っているレンズです。便利なレンズですが、手元の視野は狭いので、レンズの下方を覗く感じになります。また机の上でパソコンを見る時などは顎を上げて目下視をする必要があります。

パソコン・携帯電話等の普及もあり、目の使い方が複雑化し、需要が高まっているのが中近両用または室内用レンズと呼ばれている遠近両用レンズです。私も現在このタイプを使っています。近くの視野が広く、視線を大きく下げる必要がありません。パソコンも前を向いたまま見られます。ただ遠方は見え方が少し甘くなり周辺にぼやけがでます。遠くをはっきり見たいときは顎を引いて上目下視をする必要があります。

この他デスクワーク用のレンズや、受験生や若い方向けの近くが見えるレンズなど、より快適な視生活のお役に立つように、ライフスタイルに合わせた多機能なレンズの開発が進んでいます。

「弁護士の歴史」 小山 章松 会員

1. 日本の弁護士の歴史はそんなに古くはなく、明治に入ってからです。

明治9年に代言人(免許制)という名で、民事事件の代理権を認めました。今から



134年前です。

明治5年(1873年)から、無資格で訴訟代理人になれる制度を新政府が作りましたが、その数が増大し、依頼者の獲得競争が生じ、報酬のダンピングが生じ、社会問題になり、試験制度にしました。300代言というのはこのとき生まれたことばです。(3百文で仕事を引き受けることから、このことばができました。)

現在はこのことばは、弁護士資格がないのに他人の民事紛争の代理人(いわゆる非弁行為者)になる人のことを指します。また悪徳弁護士の別称として使われます。

弁護士という名が使われたのは、明治26年(1894年)に弁護士法が制定されてからです。今年で120年になります。

江戸時代にも民事裁判はありました。徳川幕府の直轄地である江戸では、庶民の民事事件は、南町奉行所・北町奉行所が月番制で裁判をしました。代理人制はとっていません。補佐人として公事師が認められていました。詳しくは佐藤雅美氏の

「恵比寿屋 喜兵衛手控え」講談社文庫をお読みください。著者の佐藤さんはこの本で直木賞を受賞されています。法律をよく勉強した人を代言人にするため自由民権運動の中心的な人、明治維新前後に欧州で法律の勉強をした人たちが私塾の法律学校を作りました。大阪でも北浜に明治7年北州社が代言人事務所とともに法律学校を作りました。

(東京大学は明治10年設立、明治19年帝国大学) 東京では、今の法政大学の前身である東京法学社が明治13年、明治大学の前身である明治法律学校が明治14年に、早稲田大学の前身である東京専門学校が明治15年、中央大学の前身である英吉利法律学校が明治18年にできています。

関西では関西大学の前身である関西法律学校は明治19年に設立されています。ちなみに京都帝国大学は明治30年に出来ています。

これらの私立法律学校はそれぞれ特色ある教育をしていましたが、帝国大学出身者は昭和のはじめまで、無試験で弁護士になれました。私立大学では試験を受ける必要がありました。試験委員のほとんどが帝国大学の先生で、合格者を増やすために私立大学は、講師に試験委員の先生を迎えたので、学校の特色がなくなっていました。

戦前は、弁護士は検事正・司法大臣の監督下におかれ、弁護士自治は認められておらず、仕事の範囲も訴訟代理人しか認められておりませんでした。戦争中は統制経済に入って、仕事は大幅に減りました。

戦後新しい弁護士法が制定されて、その1条、弁護士の使命として、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することをあげています。この使命にもとづき、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持および法律制度の改善に努めなければならないとしています。

弁護士および弁護士会はこの使命にもとづき、色々な法律の改善に努めてきました、その結果弁護士の首をしめてしまっている面もあります。弁護士の職業をどう画くか、自由と人権の戦士として画くか、他人の紛争によって利益する寄生虫的存在として描くかによって、弁護士の評価が全然違います。

次回4月14日(月)例会予定

・委員会卓話 会報広報

・次年度理事会 4階「藤の間」13:40~